

## 大気汚染防止法施行令等改正に伴う函館市公害防止条例施行規則の改正について

令和3年に大気汚染防止法施行令、施行規則が以下のように改正された。函館市公害防止条例施行規則にも同種の規定があることから、今後、同規則を改正する予定（令和4年10月1日施行）である。

### 1 ばい煙発生施設に該当するボイラーの規模要件（法施行令別表第1）

国が設置したばい煙発生施設影響評価検討会において、伝熱面積と燃焼ガスの間の相関関係は弱いとされたことから、伝熱面積に関する基準を廃止し、また、燃焼能力と排出ガスの間の相関関係は強いとされたことから、バーナーの有無にかかわらず燃料の燃焼能力に関する基準を適用する改正が行われた。

改正後		改正前	
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	<u>環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。</u>

#### ◆条例施行規則別表第1

施設	規模
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として固体燃料を燃焼させるものに限る。）	<u>大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第2条の規定により算出した伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満であり、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり50リットル未満であるものに限る。</u>

### 2 ばい煙発生施設の設置等の届出に係る受理書の廃止（法施行規則第9条）

大気汚染防止法に規定する各種届出の押印の廃止等に合わせ、行政手続きの合理化の観点から制度の見直しが行われ、ばい煙発生施設の設置等の届出に係る受理書が廃止された。

#### ◆条例施行規則第6条

市長は、条例第9条、第10条または第11条の規定による届出を受理したときは、別記第2号様式の受理書を当該届出をした者に交付するものとする。